

令和 8 年度県税改正のお知らせ

令和 8 年度県税改正の主なものは次のとおりです。

税 目	内 容	
個人県民税	給与所得控除の見直し	最低保障額を 65 万円から 74 万円に引き上げ
不動産取得税	免税点の引き上げ	(1) 土地 : 10 万円→16 万円 (2) 家屋 (建築分) : 23 万円→66 万円 (3) 家屋 (その他) : 12 万円→34 万円
	宅地建物取引業者に係る新築住宅のみなし取得時期の特例措置 (6 月→1 年)	5 年延長
	住宅用土地に対する軽減措置を受ける場合の土地の取得から住宅の新築までの経過年数要件に係る特例措置 (2 年→3 年)	
	新築の認定長期優良住宅に係る軽減措置 (価格から 1,300 万円控除)	床面積要件の下限を 40 m ² に引き下げた上で 2 年延長
軽油引取税	当分の間税率	廃止 (32.1 円/ℓ→15.0 円/ℓ)
自動車税	環境性能割	廃止
	グリーン化特例 (環境負荷に応じ、重軽課)	2 年延長

◆詳しくは県庁ホームページに掲載しています。

県庁HP

令和 8 年度県税改正

検索

青森県・県税事務所